

平成30年度 第12回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成31年 3月25日 (月)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	平成31年 3月25日 午後 13時 33分 開 会			
	平成31年 3月25日 午後 16時 34分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	6 番	比嘉 盛和
	2 番	謝花 喜美	7 番	米須 清和
	3 番	大城 司		
	4 番	鈴木 江美子		
欠席委員番号	5 番	神谷 正	8 番	與那嶺 清
議事録署名委員	2 番	謝花 喜美	3 番	大城 司

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成30年度 第12回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>5番 神谷 正 (かみや ただし) 委員、8番 與那嶺 清 (よなみね きよし) 委員から欠席の届出がありましたが、委員は6名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、2番 謝花 喜美（じゃはな よしみ）委員、5番 大城 司（おおしろ つかさ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 営農意向調査のお知らせについて 報告2
議 長 （日程第4）	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第68号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第69号 非農地証明願いについて 議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第72号 職員の任免について 以上です。 本日の提案された議案第68号から第72号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが7件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。

	休憩（現地調査） 午後 13時 40分 再開 午後 15時 30分
議長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第68号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第68号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。 お手元の資料 1ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第68号「農用地利用集積計画の意見決定について」の内容を説明） 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第68号「農用地利用集積計画の意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	この所有権移転申請者は那覇在住の方ですが、今帰仁まで通うんですか。
事務局	那覇から通って農業従事するみたいです。名護市でも農地を2,000㎡借りているようで、作目が緑化木になります。
委員	地区委員としても緑化木であまり手のかからないものですし、畑を使える人が有効活用してほしいと思っています。
議長	よろしいでしょうか。議案第68号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	議案第68号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第69号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは私のほうから議案第69号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 4 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第69号「非農地証明願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>議案書の現況地目が畑になっていますが…。</p>
事務局	<p>現場確認したところ原野状態ではなく、営農目的ではないが小さな家庭菜園になっていましたので畑という書き方にしましたが…。</p>
委員	<p>登記の仕方としてはどうなるのか。原野でもないし、宅地でもないと思うが。</p>
委員	<p>非農地証明として出すのであれば、畑ではなく雑種地がいいのでは？袋地になっており、機械を入れることができず畑としては使えないので非農地証明を出したと思うが、現況畑だとおかしくなる。現況地目の取扱いについては今後も気を付けてほしい。</p>
事務局	<p>わかりました。現況地目を雑種地に修正お願いします。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第69号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第69号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明いたします。</p>

	<p>お手元の資料 5ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、農地法第4条の規定による許可申請についての内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について」補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>この申請は駐車場が必要ということで事業計画が提出されているんですよね？</p>
事務局	<p>はい。既存駐車場には40台止まれますが、イベント等なったとき満車になり、駐車場が足りないということで新しく30台止まれる駐車場が必要ということで申請が提出されています。面接の際、担当地区委員からも問題ないという意見を聞いており、また周辺隣接地の同意書もとれています。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。</p> <p>お手元の資料 6ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第71号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>

議 長	ただ今、説明がありました議案第71号整理番号1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
委 員	一般住宅の追認ということですが、建設課に工事届の提出はなかったんですか。
事 務 局	工事届が提出されると農業委員会の方にも転用の確認が来ますので提出はされていないかと…。
委 員	わかりました。
議 長	よろしいでしょうか。議案第71号整理番号1番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第71号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第71号整理番号2番についての説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第71号整理番号2番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第71号整理番号2番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第71号整理番号2番につづきまして補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第71号整理番号2番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第 7 1 号整理番号 2 番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第 7 1 号整理番号 3 番についての説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第 7 1 号整理番号 3 番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第 7 1 号整理番号 3 番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第 7 1 号整理番号 3 番につきまして補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>これ以前は墓が建っていたんですか。</p>
事 務 局	<p>墓があったので、農地に戻すよう指導し、現状回復した後申請提出してもらっています。</p>
委 員	<p>セカンドハウスの申請だが、別荘という解釈でいいか。要旨によっては税金の額が変わってくるので。</p>
事 務 局	<p>別荘だと思います。</p>
委 員	<p>ついでに申請 4 番がこのセカンドハウスの地番を分筆した部分を公衆用道路にするということだが、進入路ではないか。公衆用道路だと非課税になるが。</p>
委 員	<p>行政が認めたものが公衆用道路になると思うので、これは進入路になると思います。</p>
事 務 局	<p>わかりました。申請書の方を進入路に修正してもらいます。</p>

議 長	よろしいでしょうか。議案第71号整理番号3番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第71号整理番号3番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第71号整理番号4番についての説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第71号整理番号4番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第71号整理番号4番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第71号整理番号4番につづきまして補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第71号整理番号4番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第71号整理番号4番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第71号整理番号5番についての説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第71号整理番号5番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第71号整理番号5番について内容を説明)

		事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。	
議	長	ただ今、説明がありました議案第71号整理番号5番につきまして補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。	
委	員	共同住宅の事業計画はどんな内容になっていますか。	
事	務	局	共同住宅は3階建ての15世帯が入る建物になっており、駐車場42台の計画です。
議	長	よろしいでしょうか。議案第71号整理番号5番について異議はございませんか。	
		(異議なしの声あり)	
議	長	異議なしとのことですので、議案第71号整理番号5番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして、議案第72号「職員の任免について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	それでは、私のほうから議案第72号「職員の任免について」を説明いたします。お手元の資料7ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、内容を説明) 以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第72号「職員の任免について」につきまして補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。	
委	員	農業委員会は定数条例で2名となっていますが、この人事だと定数が合わなくなるのでは？	
事	務	局	2名以上であればいいと。2名以下であってはいけないという解釈です。

議	長	よろしいでしょうか。議案第72号「職員の任免について」について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第72号「職員の任免について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は平成31年4月25日(木)を予定しています。これにて平成30年度第12回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 16時 34分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印